

豊川市武道館内壁面広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市武道館内壁面広告掲載要領」を定め、豊川市武道館内壁面に掲載する有料広告を募集します。

1 募集内容等

- (1) 広告掲載箇所及び掲載規格
掲載箇所 豊川市武道館内壁面
掲載規格 サイズは、B1サイズ・縦
(縦1,030mm×横728mm)以内
素材は、ポスターその他これらに類するもの
- (2) 掲載料(税込み)
1箇所につき月額2,000円、年額24,000円
- (3) 申込み及び掲載期間
申込み 広告掲載を希望する2カ月前までにお申し込みください。
掲載期間 許可日から当該年度末まで
※ただし、掲載期間は原則4月1日から当該年度末までとするが、広告掲載箇所に余裕がある場合は随時受付できるものとします。
- (4) 募集案内
豊川市ホームページ等により募集します。
- (5) 広告の内容
豊川市広告掲載要綱第6条第1項及び豊川市広告掲載基準第3条に定めるもののほか、豊川市武道館内壁面広告掲載要領第2条に定めるものとします。
- (6) 広告の範囲
「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

2 広告掲載の条件

- (1) 広告掲載は、看板施設(固定または吊り下げ式アルミフレームパネル)を設置しますので、その中に掲載するものとします。
- (2) 掲載物は、市職員立会いのもと広告主に掲載(撤去)していただきます。
- (3) 広告の掲載箇所については指定できません。

3 申込み等

- (1) 申込み方法
豊川市武道館内壁面広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次の書類を添えてスポーツ課まで持参してください。
 - ① 広告原稿案(様式は任意ですが、広告の内容・デザインが分かるもの)
 - ② 会社案内等(会社の概要がわかるもの)
- (2) 申込みにあたり
「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市武道館内壁面広告掲載要領」など、各種要綱等をよくお読みください。

4 選定等

- (1) 選定方法

豊川市広告掲載基準に基づき審査を行います。募集箇所数を超える数の申し込みがあったときは、豊川市武道館内壁面広告掲載要領第7条によって決定します。

(2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市武道館内壁面広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知します。

5 掲載料納付及び広告掲載物の提出

(1) 掲載料納付期限

掲載決定通知に同封する納付書に記載されている期日までに、納付してください。

(2) 広告掲載物の確認

掲載開始日の7日前までに、広告掲載物を確認します。

(3) 広告掲載物の取付

掲載開始日の当日に、広告掲載物を取付してください。

6 申込み等様式

(1) 豊川市武道館内壁面広告掲載申込書(様式第1号)

(2) 同意書兼市税滞納情報照会書(別紙)

7 要綱等

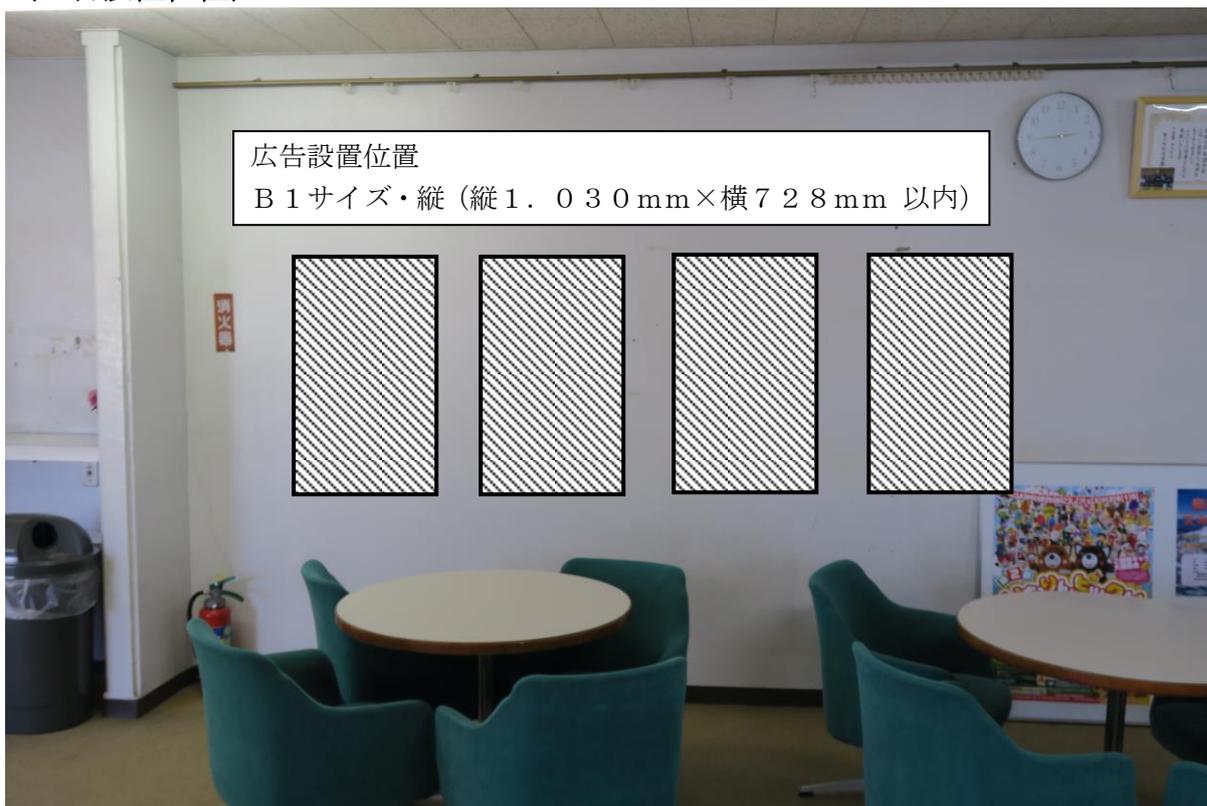
(1) 豊川市広告掲載要綱

(2) 豊川市広告掲載基準

(3) 豊川市武道館内壁面広告掲載要領

(4) 豊川市武道館内壁面広告募集要項

(広告設置位置)



問い合わせ先

豊川市教育委員会 スポーツ課

〒441-0292 豊川市赤坂町松本250番地 音羽庁舎2階

電話 0533-88-8036 FAX 0533-88-8038